

令和7年度重点施策にかかる戦略的な情報発信事業業務委託

公募型プロポーザル選定方法及び審査基準

1 選定方法

参加した事業者から提案された「企画提案書（添付書類を含む）」及びプレゼンテーションについて、選定会議の委員が審査基準に基づき審査を行い、採点する。
その採点結果をもとに、大阪市政策企画室長は最も優れた事業者を決定する。

2 プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーションにおいて、事業者の説明時間は15分程度とし、その後10分程度質疑応答を行う。
- (2) 説明は企画提案書に基づき行うものとするが、同一の内容であればパワーポイント等スライドを使って説明することも可とする。
- (3) 参加した事業者が1社の場合にもプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

3 審査基準

各審査項目について、次の着眼点により絶対評価で審査・採点する。

(1) 提案内容の有効性・創造性

- ① 本事業の目的・趣旨を正しく理解できているか
- ② 媒体選定や広報手法は、ターゲットに広く確実に届くものとなっているか
- ③ 広報コンテンツは、受け手の興味・関心を引くようなものとなっており、創意工夫やアイデアなど特筆すべきものとなっているか
- ④ 実施する広報内容に応じて適切なKPIを設定し、有効な効果測定方法を提案できているか

(2) 実施体制等

- ⑤ 事業者は、本事業を適切かつ円滑に管理運営できる体制となっているか
- ⑥ 官公庁・民間企業等において、広告・イベント・プロモーションなどの実績を有しているか

(3) その他

- ⑦ 経費の積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか

4 採点は次の指標に基づき行う。

指標 (%)	
非常に的確／非常に効果的／非常に優秀	81～100
的確／効果的／優秀	61～80
やや不十分	41～60
不十分	21～40
不適格	0～20

5 審査手順

- (1) 選定会議の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションについて採点を行う。
- (2) 下記（6 配点）の審査項目（1）～（3）ごとに、各委員の合計点が満点の6割以上の事業者のうち、採点の合計点が最も高い事業者を契約候補者（委託予定事業者の候補）とする。合計点の最も高い事業者が複数あった場合は、次の審査項目の順に点数を比較し、点数の最も高い事業者を契約候補者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。
 - ① 『(1) 提案内容の有効性・創造性』の合計点（各委員の合計点）
 - ② 『(2) 実施体制等』の合計点（各委員の合計点）

6 配点

各審査項目における配点は次のとおりとする。

審査項目	着眼点	配点
(1) 提案内容の有効性・創造性 (65 点)	① 本事業の目的・趣旨を正しく理解できているか	10
	② 媒体選定や広報手法は、ターゲットに広く確実に届くものとなっているか。	25
	③ 広報コンテンツは、受け手の興味・関心を引くようなものとなっており、創意工夫やアイデアなど特筆すべきものとなっているか	20
	④ 実施する広報内容に応じて適切な KPI を設定し、有効な効果測定方法を提案できているか。	10
(2) 実施体制等 (25 点)	⑤ 事業者は、本事業を適切かつ円滑に管理運営できる体制となっているか	15
	⑥ 官公庁・民間企業等において、広告・イベント・プロモーションなどの実績を有しているか	10
(3) その他 (10 点)	⑦ 経費の積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか	10
合 計		100